

## 本人認証サービスに関する特約

### 第1条（利用規定および定義）

1. 本特約は、東武マーケティング株式会社（以下、「当社」という。）が発行する東武カードの会員のうち、当社が運営する「東武カード Web サービス」の利用登録を行った会員であって、ビザワールドワイドPte リミテッドが提供する「VISA 認証サービス」、マスターカードアジアパシフィック Pte リミテッドが提供する「MasterCard Identity Check」、株式会社ジェーシービーが提供する「J/Secure」（以下、総称して「本人認証サービス」という。）に申込みをし、当社が利用登録を承認した会員（以下、「本人認証サービス利用者」という。）に対し適用されるものとします。なお、ハウスカード会員は、本人認証サービスの対象外とします。
2. 東武カード（DC VISA）会員および東武カード（UC VISA）会員は「VISA 認証サービス」を利用するものとします。
3. 東武カード（DC マスター）会員および東武カード（UC マスター）会員は「MasterCard Identity Check」を利用するものとします。
4. 東武カード（JCB）会員は、「J/Secure」を利用するものとします。
5. 本人認証サービスの利用申込みに際しては、認証パスワードまたはワンタイムパスワード送信用の携帯電話番号およびパーソナルメッセージを登録するものとします。
6. 「ワンタイムパスワード」とは、本人認証サービスにおける本人認証のためにその都度発行され、会員が指定した携帯電話番号（ショートメッセージサービス）を使って送信される、1度のみ、且つ一定時間のみ利用可能なパスワードをいいます。
7. 「本人認証サービス参加加盟店」とは、当社の定める会員規約における加盟店のうち、当該加盟店の運営するWEBサイト（以下、「加盟店サイト」という。）において、本人認証サービス利用者からカードを利用した商品の購入およびサービス等の提供の申込みをオンラインで受け付けるに際し、本人認証サービス利用者に対し、当該加盟店サイト上におけるカード番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイト（以下、「誘導サイト」という。）上において、本人認証サービス利用登録時に設定した認証パスワードまたはワンタイムパスワードの入力による認証手続きを要求する加盟店をいいます。

### 第2条（本人認証サービス利用登録等）

1. 本人認証サービス利用登録は、本特約を承認のうえ、所定の方法により本人認証サービス利用を申請し、当社の承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。
2. 本人認証サービス利用登録は、カードごとに行うものとします。カードを再発行などしてカード番号が変わった場合には、再度、本人認証サービス利用登録を行うものとします。

### 第3条 (本人認証サービスの内容等)

1. 当社は、本人認証サービスとして、本人認証サービス参加加盟店において、カードを利用した商品購入およびサービス提供の申込みをオンラインで受け付けるに際し、当社が本人認証サービス利用者に対して認証手続きを行います。
2. 当社は、ホームページに公開するなどの方法で利用者に通知または告知することにより、本人認証サービスの内容を任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条 (本人認証サービスの利用方法等)

1. 本人認証サービス利用者は、加盟店サイトにおいて、カードを利用した商品購入およびサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、加盟店サイトまたは誘導サイトの指示に基づき、認証パスワードまたはワンタイムパスワードを入力し、認証手続きを行わなければならないものとします。なお、商品購入またはサービスの提供の申込の際、一定の場合には認証パスワードまたはワンタイムパスワードの入力が不要となる場合があります。
2. 当社は、入力された認証パスワードと予め登録された認証パスワードの一致を確認し、または入力されたワンタイムパスワードとあらかじめ発行されたワンタイムパスワードが一致することを確認し、一致した場合は、その入力者を本人認証サービス利用者としみなします。
3. 本人認証サービス利用者は、当社が前項の認証結果を本人認証サービス参加加盟店に通知することに予め同意します。

### 第5条 (本人認証サービス利用者の管理責任)

1. 本人認証サービス利用者は、自己の認証パスワードまたはワンタイムパスワードが本人認証サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。自己の認証パスワードまたはワンタイムパスワード第三者に開示することや使用させること、また、譲渡することは禁止します。
2. 本人認証サービス利用者は、認証パスワードまたはワンタイムパスワードを盗用された場合には速やかに当社へ届け出るとともに、被害状況および認証パスワードまたはワンタイムパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うこととします。当社が認証パスワードまたはワンタイムパスワード盗用の届出を受理した日からさかのぼって60日前以降に生じた認証パスワードまたはワンタイムパスワード盗用による支払いについては、本人認証サービス利用者に責任がないと当社が認めた場合には、次のいずれかに該当しない限り当社が負担します。
  - (1) 本人認証サービス利用者が第三者に自己の認証パスワードまたはワンタイムパスワードを使用させ、または第三者に自己の認証パスワードまたはワンタイムパスワードを開示もしくは漏えいするなど、善良なる管理者の注意をもって自己の認証パスワードまたはワン

タイムパスワードを使用し管理していない場合

- (2) 故意・過失にかかわらず本人認証サービス利用者本人およびその家族、同居人、留守番その他本人認証サービス利用者の委託を受けて身の回りの世話をするものなど、本人認証サービス利用者との関係者による利用である場合
- (3) 当社が求める被害状況または認証パスワードまたはワンタイムパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合
- (4) 前号の調査における本人認証サービス利用者の当社に対する報告内容が虚偽である場合
- (5) 購入商品などが、当社に登録の本人認証サービス利用者の住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいは IP アドレスが本人認証サービス利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合
- (6) 本人認証サービス利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
- (7) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己の認証パスワードまたはワンタイムパスワードの紛失・盗難である場合
- (8) その他当社が客観的な事実に基づき、本人認証サービス利用者本人の利用であると判断した場合

#### **第6条 (免責事項)**

1. 通信障害、通信状況、本人認証サービス参加加盟店に起因する事由その他当社の責めに帰すべきでない事由により、本人認証サービス利用者が正常に本特約に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、本人認証サービス利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 本人認証サービスを利用して購入した商品や提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議については、本人認証サービス利用者は、本人認証サービス参加加盟店との間で解決するものとします。

#### **第7条 (利用解除)**

1. 会員が本人認証サービスを利用解除する場合には、東武カード Web サービスより、利用解除することができるものとします。
2. カードを再発行などしてカード番号が変わった場合には、本人認証サービスの利用登録は解除されます。

#### **第8条 (利用登録抹消)**

本人認証サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は予告無く利用登録を抹消することができるものとします。

- (1) 会員資格を喪失した場合
- (2) 東武カード Web サービス利用登録を喪失した場合
- (3) 東武カード Web サービス規約または本特約に違反した場合
- (4) 申込み時に虚偽の申告をしていたことが判明した場合

(5) その他当社が不相当と判断した行為を行った場合

#### **第9条（個人情報の取扱い）**

1. 本人認証サービス利用者は、当社が本人認証サービスの利用に関する個人情報につき、必要な保護措置を講じたうえ統計資料などに加工して利用することに同意するものとします。
2. 当社が当社の事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに附随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社は個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

#### **第10条（特約の変更）**

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

#### **第11条（本特約の優先）**

本特約に規定の無い事項は、東武カード会員規約および東武カード Web サービス規約の定めに従うものとします。本特約と東武カード会員規約および東武カード Web サービス規約が重複する事項については、本特約が優先されます。

#### **第12条（存続条項）**

本人認証サービスを利用解除または利用登録が抹消された場合においても、第6条の定めについては、引き続き効力を有するものとします。

2025年4月1日